

盛岡市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 24 年 4 月 6 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 23 年 12 月 1 日付け 23 盛監第 83 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 財政部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

23 盛 財 第 208 号

平成 24 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 12 月 1 日付け 23 盛監第 83 号で提出のあった定期監査の結果の報告における注意事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（財政部財政課）

時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

平成 23 年 12 月 19 日に返納の手続きを行った。（平成 24 年 1 月 5 日納付済）

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

所属長等関係職員が、月替わりの勤務時間の割り振り変更及び日曜日の勤務区分の変更について、理解不足であったことから、再度周知徹底を図るとともに、事前、事後、集計時及び決裁時の確認を徹底することとした。

23 盛 競 対 第 8 号

平成 24 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男

盛岡市監査委員 武田 牧雄

盛岡市監査委員 佐藤 敬三

盛岡市監査委員 川村 幸子

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく改善措置の状況について

平成 23 年 12 月 1 日付け 23 盛監第 83 号で提出のありました定期監査の結果の報告における指摘事項について、次のとおり改善措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により報告します。

記

1 指摘事項 (岩手県競馬組合経営改善対策事務局)

時間外勤務及び休日勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について、時間外勤務及び休日勤務手当が支給されているものが 17 件見られた。当該時間外勤務及び休日勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置状況

(1) 措置の要約

指摘事項について、平成 23 年 11 月 1 日に返納の手続きを行い、平成 23 年 11 月 18 日に返納を行なった。

(2) 原因、防止・予防策を含めた措置の詳細

所属長の勤務命令による時間外勤務がなされていなかったことが原因である。今後は、所属長の命令により時間外勤務を行うよう指導し、再発防止に努めることとした。

23 盛 契 第 79 号
平成 24 年 2 月 27 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 12 月 1 日付け 23 盛監第 83 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 契約検査課）

時間外勤務命令に当たり、勤務時間数の積算誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

（1） 措置の内容

指摘があった時間外勤務手当について、平成 24 年 2 月 24 日追給措置を行った。

（2） 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は勤務時間数の積算誤りであり、今後は、決裁権者及び上司の決裁時の厳正な確認、並びに勤務実績報告書作成時に関係職員が再点検をするなど、チェック体制を強化し再発防止に努めることとした。